

船橋市内の学校等の全国大会出場等に関する広報実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市の文化・スポーツの普及振興及び市民の意識の高揚を図るため、市内の学校、企業、地域のクラブ等（以下「学校等」という。）が全国大会に出場する場合及び全国大会に出場した結果の広報に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全国大会 地区の予選会、選考会等を経て出場資格を得る全国規模以上の演奏会、競技会等（団体種目を原則とする。）をいう。
- (2) 優勝 優勝、第1位又はこれらに準ずる成績をいう。
- (3) 準優勝 準優勝、第2位又はこれらに準ずる成績をいう。

(庁内放送)

第3条 学校等が全国大会に出場する場合は、市役所において庁内放送を行うものとする。

(立て看板)

第4条 学校等が、全国大会で優勝し、又は準優勝した場合は、市役所の正面玄関に立て看板を設置するものとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(パレード)

第5条 学校等が全国大会で優勝した場合は、当該学校等と協議のうえ、パレードの実施について教育長が決定するものとする。

(主管課)

第6条 広報に関する事務は、当該学校等を主管する課が処理する。

- 2 前項によりその主管を定めることができないものについては、教育長の指定による。

附 則

この要綱は、平成14年1月21日から施行する。

この要綱は、平成19年7月30日から施行する。